

第3話



次号につづく ペンネーム★リョーコ

医療費控除とは？

本人、本人と生計が同じ配偶者や親族のために支払った医療費が一定の金額を超える場合には、所得控除を受けることができます。これを**医療費控除**と言います。

計算式

$$1 \text{ 年間に支払った医療費の合計額} - \text{保険金などで補てんされた額} - \begin{cases} 10 \text{万円または所得が} \\ 20 \text{万円未満の場合は} \\ \text{所得金額の5\%} \end{cases} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$



「保険金などで補てんされた額」って何？

例えば、入院したことで生命保険会社から保険金が入った場合、その額が保険金などで補てんされた額となります。



医療費控除の対象になる？ならない？

対象になる

- ①病院や歯医者などで支払った、入院・通院に伴う診療費や治療代など
- ②治療・療養のために必要なあんまマッサージ指圧師などに支払った施術代など
- ③薬局等で購入した医薬品など（レシートがあり、薬品名が記載されているもの）
- ④指定された介護老人福祉施設等の入所費等の内、控除対象額1/2（対象額は領収書に記載）
- ⑤寝たきり老人のおむつ代（証明書のあるもの）
- ⑥通院のために使用した公共交通機関の交通費

対象にならない

- ①予防接種、人間ドック、健康診断等で支払ったもの
- ②近視・遠視のためのメガネ等の購入費用（治療のため、医師の処方箋により作ったものは対象）
- ③薬局などで購入した栄養ドリンク
- ④交通費（高速道路代、ガソリン代、駐車場代）等

「治療のための費用は対象」になり、「予防や介護、健康増進、美容などのためにかかった費用は対象外」と考えると分かりやすいです！



必要な書類ってなに？

自分で書く書類

- ・医療費控除計算書

自分でそろえる書類

- ・領収書、レシート
- ・高額療養費、生命保険金等による補てん額が証明できる書類（通知書、通帳など）



健康保険組合などから届く「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりになるの？

領収を証する書類ではないため、領収書の代わりにはならないんです。領収書は大切に保管しましょう！



<ゼイコップのワンポイントアドバイス>

申告に必要な書類には、2種類あるんです！

申告の内容によって、**自分でそろえるだけでいい書類**と**自分で作成しないといけない書類**があります。「自分でそろえる書類」は簡単に準備できますが、「自分で書く書類」は作成しないといけないため、準備に時間がかかります。申告相談会場でスムーズに申告をするためにも、「おらほの申告教室」で学んだことを生かして、早めに必要書類等の準備に取り掛かりましょう！



問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

今月の税

- 町県民税第4期
- 国民健康保険税第8期
- 後期高齢者医療保険料 第7期
- 介護保険料第7期

納付期限
2月1日(月)

口座振替日
1月25日(月)



忘れないよう、早めに準備しましょう！